

日本環太平洋観光学会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は日本環太平洋観光学会と称する。

第2項 本会の英語名称は Japan Pan-Pacific Institute of Tourism とする。(本部事務局及び豪州支部)

第2条 本会は本部事務局を東京都町田市に置く。

第2項 本会はオーストラリア国に支部を置く。

第3項 支部の運営について必要な事項は、別に定める。

第2章 目的および事業

(目的)

第3条 本会は、21世紀における環太平洋地域の観光交流が緊密化する中でも非常に重要な分野であることに着目し、この分野における交流の促進に関する課題及び環太平洋地域の更なる緊密化の中で観光交流の果たすべき役割について、調査・研究を行なうとともに、その拡大方策の確立と望ましい姿を探求し、もって環太平洋地域の観光関係の発展に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行なう。

- ① 日豪観光交流に関する調査及び研究
- ② 機関誌、会報その他刊行物の発行
- ③ 研究発表会、講演会、討論会等の開催と視察などの実施
- ④ 日豪観光交流に関係する諸国体との連絡及び交流
- ⑤ その他本会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(会員)

第5条 本会の会員は正会員、賛助会員及び学生会員の3種とする。

- ①正会員は、日豪観光交流または関連する分野の研究もしくは業務に従事し、本会の趣旨に賛同しその目的達成に協力するものをいう。入会に際しては正会員2名の推薦を受け理事会の承認を得ることを要する。
- ②賛助会員は、本会の趣旨に賛同し、その目的達成に協力するものとして理事会の承認を得た法人をいう。なお、賛助会員である法人はその組織を代表する3名の者を登録し、登録された者が法人を代表して本会の行事に参加するものとする。
- ③学生会員は大学、短期大学、専門学校及び高等学校に在学中の個人で本会の趣旨に賛同しその目的達成に協力するものとして事務局で入会の申請を受理したものをいう。学生会員は総会を除く全ての行事に正会員、賛助会員に準ずる資格で参加することが出来る。

(評議員)

第6条 評議員は、日豪観光交流及び関連分野において特に高い見識を持ち、本会の象徴として理事会において推挙された者をいう。

(入会、退会、資格の変更および除名)

- 第 7 条 本会の会員になろうとするものは、所定の入会申込書を事務局に提出する。
正会員、賛助会員の入会については理事会の承認を必要とする。学生会員については理事会に代わり事務局が入会申し込みを受理する。入会の承認を得たものは、所定の年会費を納入した後、会員としての資格を取得する。
- 第 2 項 会員がその資格を失ったとき、または会員が諸会費の納入を事務局よりの請求後 90 日以上怠り、かつ督促を受けたときから 30 日を経過してもなお納入しないときは、本会は理事会の議決により退会したものとみなすことができる。
- 第 3 項 会員が本会の名誉を著しく傷つけ、もしくは定款の規定又は総会の決議に違反したときは、理事会の議決によりこのものを除名することができる。
- 第 4 項 第 2 項の退会、第 3 項の除名の場合においても、本会に対する未納の諸費用を納入しなければならない。

(会員の権利と義務)

- 第 8 条 会員は年会費を納入する義務を有する。
- 第 2 項 正会員と賛助会員は総会に出席してその議決権を行使し本会の事業に対し意見を述べ、またはその事業に参加することができる。学生会員は全ての事業へ参加することができる。
- 第 3 項 総会における会員の議決権は正会員、賛助会員それぞれ 1 個とする。なお、学生会員は総会における議決権を有しない。
- 第 4 項 会員は本会が編集または出版する定期刊行物、研究論文集、用語集などの編集に協力し、それら出版物の無料配布または優先的配布を受ける。

(役員)

- 第 9 条 本会に次の役員を置く。
- ① 理事 5 名以上 15 名以内とする。
 - ② 監事 1 名以上 3 名以内とする。
 - ③ 理事のうち 1 名を会長、2 名を副会長、1 名を専務理事とする。理事は本会の事業の執行にあたる。監事は会務の執行および財産の状況を監査する。理事ならびに監事は正会員、賛助会員（登録者）の中から総会において選出する。会長は本会を代表し会務を総理する。副会長は会長を補佐し、会長に支障あるときはその職務を代行する。専務理事は会長および副会長を補佐して会務を掌理し、会長、副会長に支障あるときはその職務を代行する。会長、副会長、専務理事は理事の中により理事会において選出する。役員は全て名誉職とする。役員の任期は 2 年とする。ただし重任を妨げない。役員は任期が満了し、または辞任した場合、後任者が就任するまでその職務を執行する。
 - ④ 理事会の推薦により、名誉顧問、顧問を置くことができる。
 - ⑤ 理事会の推薦により、名誉会員を置くことができる。

(事務局の運営)

- 第 10 条 本会の事務を処理するため事務局を設け、事務局長 1 名および事務局員若干名を置く。
- ① 事務局の運営は専務理事または事務局長がこれにあたる。
 - ② 事務局には別に定める事務局費を支払うことができる。

(総会)

- 第 11 条 総会を分けて通常総会と臨時総会とする。
通常総会は事業年度終了後 2 ヶ月以内にこれを開催する。臨時総会は会長または理事会が必要と認めたとき、もしくは監事または会員の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を示して請求されたとき、これを開催する。総会は

会長がそれを招集し、その議長となる。総会は会員の議決権の過半数が出席しなければ成立しない。総会の議事は出席議決権の過半数で決し、可否同数のときは議長がこれを決する。総会における会員の議決権は正会員、賛助会員それぞれ1個とし、会員は委任状をもって議決権の行使を議長に委任することができる。総会の議決事項は以下の通り。

- ① 定款の変更
- ② 理事および監事の選任
- ③ 事業計画および収支予算書の承認
- ④ 事業報告書、財産目録および、貸借対照表の承認
- ⑤ 年会費の額ならびにそれらの納入の時期
- ⑥ その他定款で定める事項

(理事会)

第 12 条 理事会は会長が必要と認めたとしき随時これを召集し、会長がその議長となる。理事会は理事の過半数の出席により成立し、議事は出席理事の過半数で決し、可否同数のときは議長がこれを決する。

(事業年度)

第 13 条 本会の事業年度は毎年 8 月 1 日に始まり、翌年 7 月 31 日に終わる。

(資産および会計)

第 14 条 本会の資産は年会費、会費、寄付金その他をもって構成する。年会費は総会の議決を経て別に定める。

(寄付行為)

第 15 条 本会は定款に定める目的を達成し、またその財政的基盤を強化するために、内外の企業、大学、団体、個人より寄付を受けることができる。また、産学協同の趣旨から、内外の企業、団体、個人から委託研究を引き受け、その代償を受けることができる。

(会則の変更および解散)

第 16 条 定款の変更は総会において出席議決権の 3 分の 2 以上の多数の議決によって行なう。

- ① 本会は総会において出席議決権の 3 分の 2 以上の多数の議決によって解散する。
- ② 本会の残余財産の処分は総会の議決によって決定する。

<付表>

年会費、会費などに関する規定

(年会費)

第1条 会員の年会費は次の通りとし、年度は毎年 8 月 1 日に始まり翌年 7 月 31 日に終わるものとする。

正会員	：	5,000 円
学生会員	：	2,000 円

年度の後半、2月1日以降に入会する会員の初年度の年会費は通常半額とする。

(会合への参加とその費用)

第2条 正会員、賛助会員が本会の研究会その他の行事に出席するときは事前に事務局に出欠を通知する。学生会員の参加については会場の都合により予め事務局より予約の確認を得るものとする。研究会その他の行事の費用は理事会が別に定めるところによる。研究会その他の経費は原則としてその都度会費として実費を徴収する。

(諸費用の納入)

第3条 本会に係わる諸費用は事務局より請求後30日以内に納入するものとする。